

若干の意見

山本和彦

◆ 運用による弁護人立会いについて

現状において、運用による弁護人立会いが可能であるとしても、その例がほとんどないとすれば、その原因は、運用する立場にある現場の捜査官にとって必要性が感じられず、問題の方が大きいと考えているからではないかと思われる。

そのような状況において、運用上弁護人を立ち会わせることを求められたとしても、現場の取調官の立場からすると、取調べの機能を損なわせるという問題点が大きく意識されるものと思われ、制度論について指摘されている懸念を解消することのないまま積極的運用を推進することは實際上無理であろう。その結果、運用で行うことの当否と制度論の当否は重なり合うことになるから、制度論について指摘されている課題を克服することなく運用で取り入れることは困難と思われる。

そもそも、これまでの議論を何う限り、論者によって弁護人立会いの意義をどのようなものと捉えるかについてかなり認識に差異がある状況のように思われ、その中でまず運用により積極的に活用することを求められても、捜査現場とすれば、メリット・デメリットの判断の前提を欠き、どのように実施すれば良いのかも分からないのではないか。こうした点すら解消できないまま当会議として運用による弁護人立会いについて一定の方向性を示すことはやはり適当でないように思われる。

◆ ヒアリングについて

特定のテーマについてヒアリングをするには、その個別テーマを取り上げることについての会議内で事前の合意があり、かつ、ヒアリング後に深掘りした議論をし、一定の方向性が合意できるという一応の見通しがあることが前提となる。そうでなければ、貴重な時間を割いてヒアリングに応じていただく対象者に失礼であるし、無計画にヒアリングをしたかのように見られ、会議体の信頼も損なわれるおそれがある。

しかるに、当会議でのこれまでの議論状況をみると、そもそも刑事手続の具体論を取り上げること自体について両論がある状況にあり、ましてそのうち弁護人立会いだけを取り上げることについての合意は存しない。仮に刑事司法制度一般をテーマとするとしても、それを構成するどのような個別テーマに焦点を当てるかについて合意が得られる状況にあるとも思えない。

また、法務検察行政への信頼回復のためにできるだけ迅速に提言をまとめるべきであるという当会議の目的や構成に鑑みても、ヒアリングの結果に基づいて時間をかけて刑事手続の具体的内容につき深掘りした議論をし、一定の方向性を出すことは難しく、ヒアリング後の一応の見通しすらないと思われる。

以上から、本会議においてヒアリングをすることは適当でないと言わざるを得ない。